

配偶・家族に関する史料と制度』参照)。

一方で、系譜付隨文書として出現する近親者名や在地有力者の記載（例：「橋本弥六殿」等）は、公的史料とは異なる場所に存在するが、当時の関係性や社会的地位を推定するうえで有用である。これらは寺社の寄進帳、納所帳、院家文書、日記史料のような一次史料群に散見される非公式な記述であり、制度的な建前では隠蔽されやすいが、実際の運用や血縁的・社交的な結びつきを示す貴重な痕跡でもある。

したがって、公開史料である正規の系譜集や辞典的文献においては必ずしも顯在化しない「門跡近親者の実態」を考察するには、こうした一次史料の総合的な分析が欠かせず、直接的な家系図化が難しい系譜情報も、史料記載パターンや呼称の仕方などから「近親的な関係」を推測する根拠として評価できる。

98

大乗院寺社雜事記 第8巻所収の文明四年・十七年相撲記述。南北郷民の馬場院相撲百廿番、荒郷共有・番數増の沙汰、祈雨相撲次第で第四十五番橋本一番を記し、雨下り風の結果を示す在地行事史料。

文明十七年七月

大乗院寺社雜事記 第8巻 尋尊大僧正記. 10-188(自長祿2年12月至永正元年4月)
(341項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日昭和9請求記号554-213、[国会図書館へ](#)) より引用→

一南北郷民等於馬場院相撲在之百廿番之内近來荒郷共有之、別在所ヲ相加或増番數云々奈良中令落以外事也當年發手北郷三相當兩方各度也云々、文明四年五月廿一日相撲打勝在之其後、又當年在之就中次第事仰沙汰衆召寄寫之、強杉原折紙二枚續之、

定祈雨相撲次第事

第一番（南市、幸市）一番

第三番福智院二番 第四番下高畠二番 第五番西御門東頬二番十地院（ヤ） 第七番内侍原一番

第九番高御門一番 第十一番西寺林二番

第廿五番北室一番 第廿九番押小路二番 第卅五番無縁堂一番 第卅六番阿小屋川二番 第卅七番南室一番 第卅八番小南院一番 第卅七番南室一番 第卅八番小南院一番

第四十五番橋本一番 第四十六番東城戸三番 第四十七番柚留木一番 第四十八番北法蓮院三番 第五十四番紀寺三番 第五十七番東北野田矢、一番 第五十八番貝塚南、二番

第七十二番東北院一番
右所定如件、
文明十七年七月廿四日始行之、
今日打勝無之、百二十番儀計也、自今日雨下、風、

99

多聞院日記 第2巻所収の永禄十年（1567年）七月記述。十三日の刃剋から卯半迄の火災で餅飯殿・橋本・角振小西が焼失、多聞衆放火の沙汰を記し、発心院へ新發意儀付、古市郷焼拂を示す火災・寺社沙汰史料。

多聞院日記 第2巻（23項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日昭10至14請求記号640-324、[国会図書館へ](#)）より引用→

永禄十年七月

四日、論へ出了、因明屋兩菖蒲新納所祝義之間葺之了、坊へ、不出、上屋二幕了、一大政所社參了、拜殿へ十二貫、神樂代惣人ヘス、シ一、大宮殿へ小袖一・ヒタ三貫被參了、

一從神山殿茶一斤給之間、自是麵十把遣之、

五日、論へ出了、節供如形沙汰之坊へ出了、

一常光院澄專願識、得業五十八才今日死去去月廿四日ヨリ煩、傷寒ニテ速ニ究了、浦山敷にと、十後被召使下、源三郎過夜傾死了、愚身ヨリ若キ衆如此、アワレく、頓死ここト所信也

六日、論へ出、上屋退出了、愚番支配六月上旬ヲ淨瓜+來了、

八日、今日迄一七日塩斷了、日中飯ニ妙德院衆各申入了、

一從小坂按西モトコ一桶來了、

一城戸禪門ヨリ鈴一對・茄子・枝マメ、福善ヨリ麻瓜十來了、

一古市方多聞山へ重歸了、付之發心院へ新發意儀付、從三人衆申事在之、映止こそ、

九日、成身院ヨリ醤誂之間、二日ヨリ子サセ、今日可入之通申付了、麥一斗・塩三升・マメ三升、破木三束來了、水ハ八升入了、

一七晝夜今曉卯剋迄也、結願了、

十一日、退出了、古市郷焼拂了、孫來、翌日歸了、

十日、广界廻向、社參了、大乘院家之内安藝父死去ニ付、香典雖遣之被返了、藤六被上了、

十一日、退出了、古市郷焼拂了、孫來、翌日歸了、

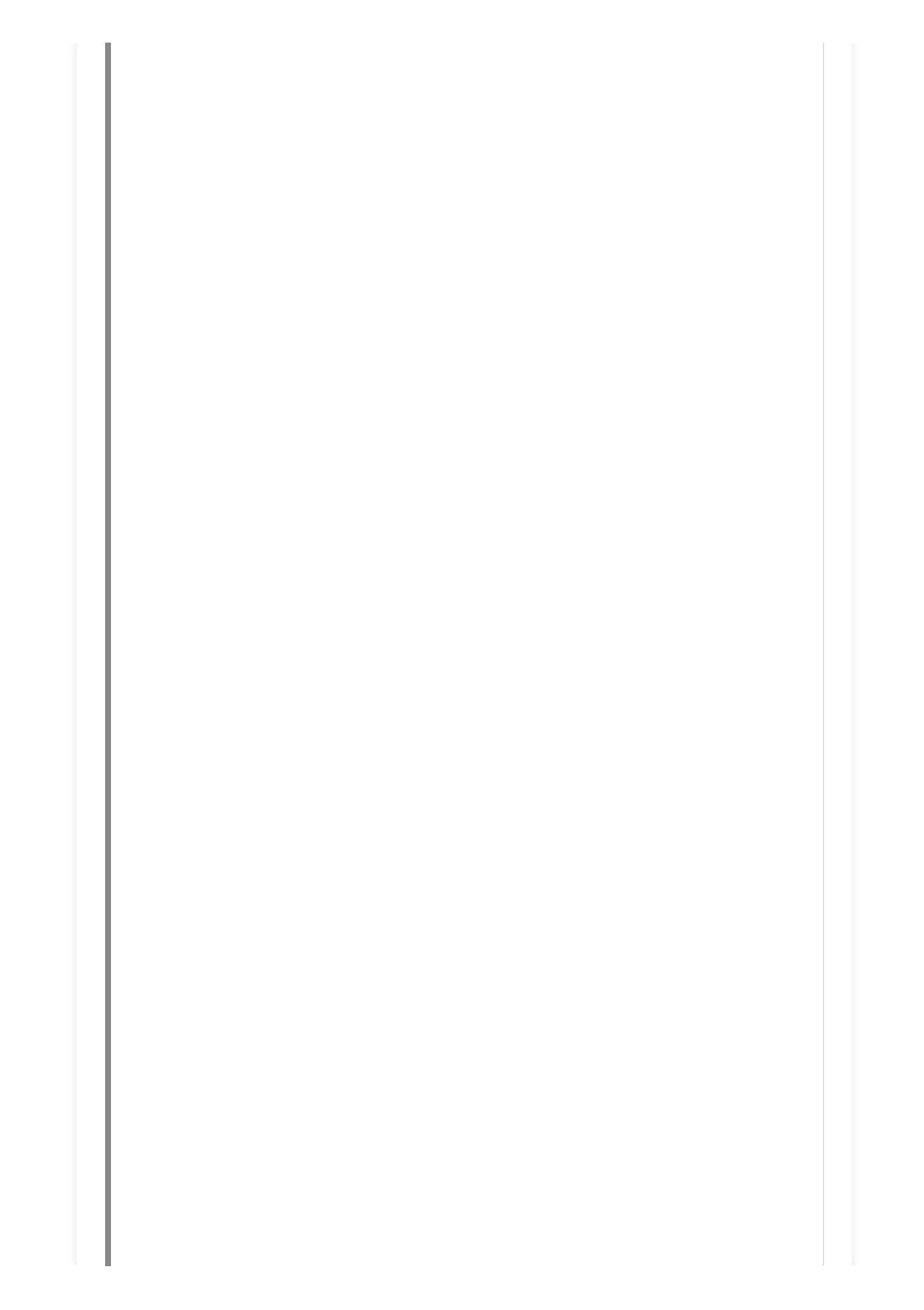
十二日、來五日貞乘房律師母儀卅三年之間、千部經此間執行供養、爲追善講問事願春房被申來了、安養報起にて可沙汰之通申遣之、

一ソキ十四束好社頑松屋へ預ケ了、此内四束八月八日、取了、

一角振与四郎より蓮之根來之間三學院へ遣之、

一安養報起抄近・古十四帖明禪房二借之了、

一十疋大木子息多聞へ等春ニ遣了、引違也、若先
一天下一与三郎へ二百六十文未下ノ内百六十文且遣之、ノコリ百文并四十文ノソ
トノ代、合百四十文未下也、
一下部二人へ十疋、下行、八郎・禪門へ十疋百四十文未下也、遣之、
一大豆八斗弥七所へ預ケ了、
十三日、刁剋之始より卯半迄、今御門・餅飯殿・橋本・角振小西大略焼了、多聞
衆より放火云、淺猿爲躰也、
一成身院謎之齧出來間遣了、
一惟共道不通之間、是ニテ洗濯了、
十四日、靈供備進、羅漢供・持齋如常、少太各矢田へ詣了、鳥見谷・西京邊、滿
作之由也、論一ヨリ五迄讀之、鈴一對連宗ヨリ來了、
十五日、六道講修之、靈供・羅漢供如常、法花同音圓春・深宗・連宗二人にて修
之、捧物三疋、
一妙徳院へ赤飯一重進上、社參了、論六ヨリ十迄兩日一部讀了、
一伊圓ヨリ先年アツカルタシノ事、實乘坊ヨリ被申間、北空春辰へ遣之、
十六日、爲祈雨於新藥師心落論在之、出了、六十人余出仕、日中後令合談義了、
十七日、論へ出了、日中飯北坊談了、中將殿へ傳へ、寺内、破符遣之不入由被申
被返了、日中後會合談義在之、
十八日、長賢房、父朦氣爲見舞、少二郎・助二郎召具田舍下了、論へ出了、
立待月沙汰之、初夜之時分奉拜了、普門品卅三卷讀了、會合談義在之、
十九日、會合談義沙汰之、及夕大雨下了、宗五郎上了、花嚴院講問之表白諷誦文
新調之了、



17:11



19分

VoLTE 35



dl.ndl.go.jp/pid/12



日の鞆袋遣之、

一天下一与三郎へ二百六十文未下ノ内百六十文且遣之、ノコリ百文并四十文ノソトノ代、合百四十文未下也、

一下部二人へ十疋ツ、下行八郎禪門へ十疋ツ、遣之、

一大豆八斗弥七所へ預ケ了、

十三日、刃剋之始より卯半迄、今御門餅飯殿橋本角振小西大略焼了、多聞衆より放火云々、淺猿爲躰也、

一成身院誂之醫出來間遣了、

一帷共道不通之間是ニテ洗濯了、

十四日、靈供備進、羅漢供持齋如常、少太各矢田ヘ詣了、鳥見谷・西京邊ハ満作之由也、論一ヨリ五迄讀之、鈴一對連宗ヨリ來了、

十五日、六道講修之、靈供・羅漢供如常、法花同音圓春・深宗・連宗^(三カ)一人にて修之、捧物三疋ツ、、一妙德院へ赤飯一重進上、社參了、論六ヨリ十迄

兩日一部讀了、

一伊圓ヨリ先年アツカルタシノ事、實乘坊ヨリ被申間、北空春辰へ遣之、

十六日、爲祈雨於新藥師心落論在之、出了、六十人余出仕、日中後令合談義了、

十七日、論へ出了、日中飯北坊設了、中將殿へ傳へ、寺内へ破符遣之、不入由被申被返了、日中後會合談義在之、

十八日、長賢房ハ父謄氣爲見舞、少二郎助二郎召具田舍下了、論へ出了、

立待月沙汰之、初夜之時分奉拜了、普門品卅三卷讀了、會合談義在之、

十九日、會合談義沙汰之、及夕大雨下了、宗五郎上了、花嚴院講問之表白・諷誦文新調之了、

廿日、爲祈雨於一切經御廊重難十講在之、互爲問答也、專勝房得業ト對面了、大根まき了、

廿一日、本談義參籠了、讀堯香房得業予明禪房、今曉又大雨下了、

100

大日本史料 第10編之5所収の元亀元年覚書。御門跡領内の安芸納所・宗順納所分、小大田庄・保田庄・井戸堂・新免領・發志院御米・羽津里庄・荒増の宗順納所仕分、大御所御代の御扶持之下地・御門領内を示す門跡経済史料。

大日本史料 第10編之5（214項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日1936.6請求記号GB22-7、[国会図書館へ](#)）より引用→元亀元年是歲

依年損否可有之、

廿三日、四

一信貴山城、音信御棰一荷兩種被進候、御使寛舜、やさひ夫日別五升也、

一彼一儀具被仰遺候寛舜手日記、一御門跡領領之内安芸納所候分之書立候哉、

一安芸書立ハ且納候哉、一円於此分へ御不審候間、以城州檢使庄下、於氣明者不可有隱候、所詮御前帳可有之候間、被出候へ、可相究事、

一井山井田口錢納牛分程安藝納所候處、書立に無之事眼前之相違事、

一宗順納所分不及書立之段、爲如何儀候哉、一楊本庄成足過分候、

一圓御門跡年中諸支配之様在之事、

一小大田庄、保田庄、井戸堂、新免領、發志院御米、羽津里庄、荒増此等之分宗順納所仕分在之事、

一宗順、安藝以下内衆へ大御所御代に始而御扶持之下地、悉以可爲御門領内之事、

一成就院始而數多御内衆之跡大御所之御代に被召上納分、是又御門跡へ可付事、

一當國諸寺より御はりるひ在之事、

一越前弁幡摩納分之事、

一勅願上檔分二千疋、雨納所之外在之事、

一御公事錢油以下諸公事物、年中方々數多在之事、

8:54



01:35:15

VoLTE 72



dl.ndl.go.jp/pid/12



元龜元年是歲

二二四

下、於糺明者不可有隱候、所詮御前帳可有之候間、被出候へハ可相究事、
一井山并田口錢納半分程安藝納所候處、書立ニ無之事眼前之相違事、
一宗順納所分ハ不及書立之段、爲如何儀候哉、一楊本庄成足過今誤、一
圓御門跡年中諸支配之様在之事、一小大田庄、保田庄、井戸堂、新免領、發
志院御米、羽津里庄、荒增此等之分宗順納所仕分在之事、一宗順、安藝以
下内衆へ大御所御代ニ始而御扶持之下地、悉以可爲御門領内之事、一
成就院始而數多御内衆之跡大御所之御代ニ被召上納分、是又御門跡へ
可付事、一當國諸寺より御添播磨アヒ在之事、一越前并幡摩納分之事、
一勅願上櫛分二千疋ハ兩納所之外ニ在之事、一御公事錢油以下諸
公事物、年中方々數多在之事、

廿四日、

一寛舜罷歸候、返條之趣、極やうて披露、自城忍申候趣、御不辨之由候處ニ、御

101

春日神社文書 第2所収のはしのいん村（発志院村）関連文書。横蔵言上書で橋院村田地本錢返し争い（彌二衛門・宗七郎）、彌次右衛門・吉藏連署請状で木きり取り籠者赦免、杏村助八後家訴状で田地相続紛争、燈籠田作人請狀・耕作人請狀定で耕作義務・年貢運上約束、南都代官鈴木重祐書状・左馬助書状で村高取ヶ書付沙汰、奈良奉行土屋利次書狀で火付注意触書、甲能岡右衛門等書状で博奕・籠舍処分を示す。明治4年発志院村橋本一戸、弥次右衛門と橋本弥六の「弥」共通を指摘した村政・訴訟史料。

春日神社文書 第2（853項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日昭和9請求記号636-183、[国会図書館へ](#)）より引用→一一〇八 橋院村横蔵言上書
橋院村

彦五郎、彌二衛門、宗七郎、田村又四郎

一橋院村に唐院坊領之内 定壹石貳斗之田地一ヶ所、我等おや五郎と申者、作持來候を、巳ノ年之くれより彌一衛門宗七郎兩人口入候て、田村父艸郎と申者二本錢返しニ、あづけおき申候事

一去々年八月二 我等おや査五郎相はて申候、共後又四郎所へ、我等右預申候、田地本錢返し一而在之由、五郎申置候間・約東ちかへなきやうニと申候ヘハ、又四郎被申候弋 中々本錢返しまきれなく候間・田地返し可申候、乍去・來年田を作り申度候ハ、此くれニ米壹石貳斗返し給候ノ何時成共田地相渡し可申由、又四郎かたく我等一被申候一付・去年之十二月二、約東のことく、米持て參候ヘハ、米も請取不申・田地も返し申間敷之よし、被申ニ付、何共迷惑存、内證一而色々理ツわひ事仕候へとも、同心不仕、迷惑仕候事

一右口入仕候兩人ノ内、宗七郎去年三月一一あいはて申ニより、又四郎加様ニなにかと異議被申かと存候、乍去、彌二衛門罷在儀御座候間・めしいたされ、御尋被成可被下候事、

右之條々きこしめしわけられ、何分被付被下候、忝可本存候

寛永十七年辰卯月十日 はしのいん村

横蔵(略押)

春日大社文書→上方御蔵入近在入組給所方取ヶ付、毎歳十月廿日前、書付被指上候様ニ御老中御證文被下置候付、(延寶五年)去巳年其段申達候、此度國領半兵衛

御代官所就被仰付、興輻寺領和局之内添上郡椿（横）井村・今市村・美濃庄村・田中村・石川村・横田村・發志院村銘々村高何程高二去午・當未(延寶七年)取ヶ何程、極リ次第早々書付、我等共方江可被差越候、若不勝手ニ候ハ、右入組之御代官半兵衛方迄封之儘被届之、此方へ相達候様ニ可然候、此以後取前之村付一帯ニ書付可被差越候、以上

十月廿九日 井上丹波(重次)守 前田安藝守
興福寺 役者中

九五三 南都代官鈴木重祐書状(折紙)

一筆令啓上候、然者春日紳領三橋村・大柳生村、去午（延寶六年）・當未兩年之取ヶ書付可被差上候、此以後も毎歳十月廿日前被差上候様ニ、我等方より可申達之旨、前田安藝(直勝)守殿・

(重次) 井上丹波守殿より被仰越候間如期候、右書付御兩人〈直=御越候共、我等方迄被差越候共、御勝手次第=候、來年より者、取ヶ付茂一同=御認、御上ケ可然存候、

(延宝七年)月九日
興福寺五師

御衆中役者

前より被差上候書付之内江、當年申入候村々恐惶謹一一旨
鈴木三郎九郎
重祐(花押)

九五四 鈴木左馬助書狀寫(折紙)

以上
南都米留就被仰付、御手前米共入候様ニと被仰越候、寺社領之分、今迄半分余入候かと覺候、殘所(來春可有御入候哉、今程公儀御蔵米、町中〈賣付候条、今少可有御待候、(黨)將亦、於春日山徒者被召搦由、各御糺明候〈(、諭鹿殺害人=(無是惡盜人之由言上之通被仰越、是又何れ之道=も、不屆之儀ニ候条、於中坊奉行共所〈御渡、共上我等南都へ參候刻、各令相談申分可承候、其通木村長左衛門・佐野与衛門所〈申遣候也、

恐々謹言

極月十四日妙徳院明王院窪轉經院蓮成院
西發志院
廻章

九五五 三橋村惣百姓請文案(切紙) (端裏書)

「戌ノ二月十七日
下書 三橋村書物

御請状之事

一春日御神供領之内、三橋村(乙正保酉二年年)之御年貢之儀、惣之百姓共運上米、面々=書伺指上申候処ニ、与四郎・源七郎・与八郎・五郎二郎四人之者共立毛不足之間、御毛見被成可被下由、御訴訟申ニ付、右書上申通ニ相違之段曲事之間、籠名仰付、共上(姓)御寺様、リ御毛見被成候く、御年貢米・其外別紙目録指上ヶ申候ことく、百姓米過分ニ御座候故、弥々曲事之条、永ク籠者可被仰付旨御尤=奉存候、然共、當年作前之儀=御座候間、御慈悲以籠者御ゆるし被成被下候様ニ、中坊長兵衛+よ江卸宅一一口被成被下候(、忝可奉存候、已來之儀(右四人之者共、万事不謂申事仕間敷候、(精)共外、耕作などをも情ヲ入仕、御毛見候時分も、非分之儀少も申上間敷候、若右之通相背中候)、四人之者共之義不及申ニ、此判形之面々如何様共曲事ニ被仰付、國所をも御拂可被成候、其時一言御侘言申上間敷候、仍御請狀如件、

○興福寺唐院が下書を作成、惣百姓に與えたらしい

九五六 奈良奉行土屋利次書状(切紙)

(眞敬親工)一筆令啓達候、先以其許一乘院御門跡様弥御勇健ニ被成御座候哉、承度奉存候、

次ニ各茂可爲御無事与存候、爰元拙者茂堅固ニ罷在事ニ候、然者興輪寺領柏木村百

(姓)性訴訟ニ罷下候節、預御連状候、

一柏木村百姓於當地奉行所(罷越訴訟申由ニ候)共、我等出合不中候(て)、菟角之義とんじやく難被申由=候段、奉行中被申之由ニ付、寺社奉行内寄合之節、我等も寶壽院

無量壽院

高天大藏卿

内侍原治部卿

往酬

九六一 興福寺役僧等書状案一折紙一

態以飛札致啓上候、先以道中御無事一一御下着、御首尾能御勤可被成珍重=存候、當所別条無御座、御留守御無為ニ御座候間、御氣遣被成間敷候、然者、於春日前御祈禱致沙汰候之条、卷數并神酒兩樽致進上候、諸事御首尾能、頓而御上奉待候、猶期後

音之時候、恐惶謹言

玉藏院四月十五日 明星院

無量壽院慈院

土屋忠次郎様

九六一 興福寺役僧等書状案一折紙一

(利重力)

猶御同名忠左衛門様、御無為二御下着可被成存候、
徳蔵院花蔵院五大院金蔵院

以別紙可中上候得共、乍慮外御心得奉賴候、以上

態以飛札致啓上候、先以道中御無事=御下着、御首尾能御勤可被成珍重=存候、
當所別条無御庄、御留守御無為=御座候間、御氣遣被成間敷候、然名於春日前御祈
禱

(神酒) 致沙汰候条、卷數并三木兩樽致進上候、諸事御首尾能頓而御上奉待候、猶
期後音時候、

恐惶謹言

五月十八日

西發志院無量壽院
發心院徳蔵院花嚴院花蔵院五大院

(利次) 金蔵院

土屋忠次郎様

一池 九六三 發志院村庄屋百姓等請狀案し

一發志院村ニ前々より池雖御座候、池所惡ク用水ニ成不申ニ付、池所替被成被下
候様にと村中より御訴訟申上=付、所御改被成新池被仰付候、然者、村中より(池
底發志院村の領境北の方ニ而被成被ド候様にと、村中より好申上処ニ、此方池底
水かゝり無之候条、只今の池所ニ被仰付被下候様ニと、(掛此者越と力)も申上の
処ニ、面々作仕候田地、水まわりかたき由、村中より雖申上候、かくこし仕、永
代迄も水入、作無沙汰ニ仕間敷旨御請相申者也、若かくこし油斷仕、立毛無御座
候一、作共ニ田地可被召上候、其段一言御侘言申上間敷候、

九六四 發志院村庄屋百姓等請狀案

一發志院村ニ先年「リ池雖御座候、池所惡、用水ニ成不申ニ付、池所替被成被下候
様にと御訴訟申上ニ付、所御改被成、新池被仰付奉存候、此池普請人用石ニ一
斗かゝり御出米被下候者也、然者、右出米被下候田地へ永代迄も何も高下なく水
等分ニ入可申候、水まわりかたき所へ(其田地の百姓としてうわ水にてかへこし
ニ仕、村惣中のなミに水とをし可申候、若村中ヨリうわ水出し不申、水高下御座
候而立毛無御座候(村中と仕、御年貢運上可仕候、其時違乱少も御座有間敷候事
一普請料出米御出し無之田地、永代迄も池水少ニ而も入申間敷候事

一池水用水ニ出し申刻(、唐院〈御斷申出し可申事

九六五 發志院村庄屋百姓等請狀案

今度發池所あ」く御座候ニ、村中。御訴訟申、所替被成被下忝奉存候、(悪)然(安樂院様御田地清介作仕候處ニ、只今替地被遣候、田地あく所ニ而御年貢減少可仕候旨、御地主(清介言上申ニ付、其段面々御尋被成候、只今之替地ニ而御年貢少も減少之儀御座有間敷候、若御年貢少=而も相違之儀御座候(此判形之者共、永代迄高之通運上可仕候、若其時違乱申候(、面々作分之内ニテ御押(取可被成候、共上如何様とも曲事ニ可被仰付候、其時一言御佗言申上間敷候、爲其後日請状如件、

庄や 弥治右衛門 彦九郎

明暦二年中二月十五日

九六六 燈籠田作人請狀

請狀之事

一發志院村灯呂田貳ヶ所、當年、リ三ヶ年之間、預リ作仕候、隨分精ニ入耕作可仕候、但田地數八畝町御座候、御年貢(霜月中ニ急度御皆濟可仕候、若無沙汰仕候(如何様共曲事ニ可被仰付候、爲其後日之状如件、

田中村 左助(略押)

明暦四年五月十七日 同請人 善三郎(略押)

同庄や 与次兵へ(花押)

唐院御奉行衆様

九六七 燈籠田耕作人請狀定之事

發志院村たうろ田定、當年いぬノ年より子年迄三年之間、壹石四斗五升ニ御定被成候、忝奉存候、毎年定之通、御座候者、御皆濟可申上候、其時一言之申分有間敷候、

七月廿八日 田村村 与次兵へ(花押)

九七三 木守作兵衛等連署請文

今度木守衆中間知行之内、大安寺村田地堤切申候ニ付、我々普請仕候(て不叶義=も御座候得共、大分之義ニテ御座候故、何共調法難成御座候間、此度之義者、公物より御合力被成被下候様にと、御歎申上候處ニ、何茂様(被仰達、御合力被成、堤御つかせ可被下候旨、忝次第二奉存候、重而者面々急度普請可仕候、今度之義、更後例ニ

成中間敷候、爲其如此御座候、以上寛文貳年寅七月三日

徳藏院様

九七四 杏村助八後家訴状

一杏村と等夫ニ而御座候、木守

小兵太印 作介印 惣三郎印 作兵衛印

助八男子三と申者、ミツノ年助八相果中候、助八おい二郎房と申者やしなひ被置候〈共、其比、吉野ニおぢのよき跡御座候てよしの〈參居申候、然(助八田地、八条領字清水かいと壹反、さんたう寺壹反、助八か兄甚三郎ニ此三、貳十ノ年迄あっけ申候間、其時御返し可有と約束いたし、我等助八屋しきニ三ヲそ(育)たて、人し一、と仕、やうくやしなひたて申候間、右之田返し可有と申候へ(、返す間敷と被申候間、庄や衆拜ニ年寄衆へ理申候へ共、我等ていの儀ニ御座候間、埒明不申めいわく仕候、御聞召被分、仰被付可被下候者、可忝奉存候、已上

杏村助八後家

圓信(花押)

賢榮(花押)

九七五 發志院村横藏訴状

乍恐言上

一橋院村に唐院坊領之内、定壹石貳斗之田地一ヶ所、我等おや彦五郎と申者、作持來候を、巳ノ年之くれより弥一一右衛門・宗七郎兩人口入ニテ、同村又四郎と申者一本錢返しニあっけおき申候事

一去々年八月ニ我等おや彦五郎相はて申候、其後又四郎所へ我等參、右預申候田地、本錢返しニ而在之由、彦五郎申置候間、約束ちかくなきゃうニと申候へ(、又四郎被申候(、中々本錢返しまきれなく候間、田地返し可申候、乍去來年田を作り申度、此くれニ米壹石貳斗返し給候(、何時成共田地相渡し可申由、又四郎かたく我等ニ被申候ニ付、去年之十二月ニ約束の一、とく米持て參候((、米も請取不申候、田地も返し中間敷之よし被申ニ付、何共迷惑存、内證ニ而色々理リわひ事仕

一内年三月ニあいはて申ニより、又四郎か様一なにかと臭儀被申候かと存候、乍去弥一一右衛門罷有儀御座候間、めしいたされ御尋被成可被下候事

右之条々きこしめしわけられ、何分仰付被下候(、忝可奉存候、

寛永十七年辰卯月十日

はしのいん村

横蔵 略押

唐院 御奉行様御中

裏書 如此目安指上候間、致返答書、重而可罷出者也、

辰卯月十日

奉行堯顯 花押

賢榮 花押

九七六 發志院村彌次右衛門,同吉藏連署請狀 (853項、春日神社文書 第2出版年月
日昭和9請求記号636-183)

請状之事

發志院村さきつちやう場の木、私等きり取申ニ付、村中ヨリ言上仕、檢使之御衆
見分被成候所、我等申分相違仕によつて籠者被仰付候、以來者非分之申分不可仕
候由、西九条村庄屋・下三橋村庄屋以兩人御佗言申上候所ニ、此度之儀御赦免可
被成旨忝奉存候、此等之趣御披露所仰候、仍後日狀如件、

寛永拾九年 發志院村 弥次右衛門 (花押)

同

壬午五月十日 吉藏(花押) 唐院御奉行衆
御中

九七七 奈良奉行土屋利次書妝(折紙)

一筆申人候、然者頃日折々火付など在之様ニ相聞候之間、不及申候へ共、寺社堂
塔參詣之者、或者遊山人多時分=候条、如此書付壹通遣之候間、其御心得可有
候、恐々謹

三月十五日

興福寺中

九七八 甲能岡右衛門等書状寫(切紙)

白毫寺村惣七と申者、かたり博奕打申候者共ニ土忠次郎

利次(花押)

宿を借し、其上年貢前之銀子など取替へ借し申付而、籠舍被申付候、

一同村清三郎と申者、右之博奕打之中たち仕、惣七所を博奕打ともニ肝煎候而、
借。

遣し候付、追放被申付候、清三郎家(先庄屋ニ預ケ置被申候、諸道具之分(欠所一
一

被申付候、興福寺御下故、爲御斷如此候、以上

十二月十一日 筑广宇右衛門

甲能岡右衛門

中

九七九 奈良奉行所觸書添状寫(切紙)

口上之覺

(重矩) 酒たはこの儀ニ付、御法度書一通板倉内膳正より相觸候様被申越候間、爲持進之候、御領所御吟味被仰付、如一通酒造候輩於有之者、米高員數書付兩人方迄可有御越候、

内膳正方へ遣し申候事候間、有無之儀承度存候、外ニ三通進之候、此三通者先年牧野(親成)佐渡守在京之時分、被仰出候儀ニ候へとも、其節堂上門跡方く不參候ニ付、弥被仰

現地聞き取りより→明治4年時点で発志院村に「橋本」は一戸のみだった。

指摘を受けた事は「弥次右衛門」と「橋本弥六」は同じ名前の「弥」が使われて

いる

8:01



07:16



82



dl.ndl.go.jp/pid/12



下西
三九
橋
村
舍
心
義
院
左
發
龍

發志院村さきつちやう場の木、私等きり取申ニ付、村中ヨリ言上仕猶夫

々之御衆、見分被成候所、私等申分相違仕ニよつて、籠者被仰付候、以
來者、非分之申分、不可仕候由、西九條村庄屋下三橋村庄屋、以兩人御
佗言上候所ニ、此度之儀、御赦免可被成旨、忝奉存候、此等之趣、御披
露所仰候、仍後日狀如件

請狀之事

一一三一 發心院村彌次右衛門、同吉藏連署請狀 一通 縱杉紙原

成を以、何茂造立仕候
御家御代々御祈禱被爲 仰付、幾久舗目出度相勤候御事御座候、(言論
右之段々被爲 聞召分、御許容被以下缺文)

寛永拾九年

壬午五月十日

發志院村

彌次右衛門(花押)

八五三

§ 6. 公開継続の証明記録

本サイト (fujiwara-warning.org) は、橋本家の歴史的系譜および自己決定権に関する公開声明を継続的に発信することを目的として開設されました。本セクションでは、本サイトが特定の時点において確かに公開されていた事実を、複数の第三者機関による独立したアーカイブおよびタイムスタンプによって証明します。

これらの記録は外部機関のサーバーに保存されており、当サイト管理者が事後的に内容を改ざんすることは不可能です。本サイトの公開継続の事実は、歴史的声明の信頼性と永続性を担保するものです。

証明の構成（5層）

| 層 | 機関・サービス | 証明内容 | 性質 |
|-----|------------------------------------|------------------|-------------|
| 第1層 | Wayback Machine (Internet Archive) | 公開日時・ページ内容の記録 | 米国非営利機関・第三者 |
| 第2層 | 国立国会図書館 Webアーカイブ (WARP) | 国の機関による収集・保存 | 日本国公的機関 |
| 第3層 | ウェブ魚拓 (megalodon.jp) | 日本語ページのスナップショット | 国内第三者サービス |
| 第4層 | みんなのタイムスタンプ | PDF文書へのタイムスタンプ付与 | 認定タイムスタンプ機関 |
| 第5層 | Google ドライブ 年次PDF保存 | 更新日時付きPDFの蓄積 | 管理者による自己保存 |

年次公開証明記録

2026年2月 — 初版公開

第1層：Wayback Machine (Internet Archive)

本サイトの初版が下記のURLにて保存・公開されています。クリックすることで当時のページ内容を第三者が直接確認できます。

https://web.archive.org/web/2026*/https://fujiwara-warning.org/

第2層：国立国会図書館 Webアーカイブ (WARP)

日本国国立国会図書館による公的アーカイブへの収録を申請済みです。収録確認後、下記にリンクを追記します。

(収録確認後にリンクを追記します)

第3層：ウェブ魚拓

日本語ウェブページの保存サービス (megalodon.jp) によるスナップショットです。

<https://megalodon.jp/2026-0219-1438-18/https://fujiwara-warning.org:443/>

第4層：タイムスタンプ付きPDF

本サイトの全文をPDFとして保存し、認定タイムスタンプを付与した文書です。「この日時にこの内容が存在した」ことの技術的証明として機能します。

(タイムスタンプ付与後にPDFリンクを追記します)

運用チェックリスト（年1回・管理者用）

本証明記録は以下の作業を年1回実施することで更新されます。

- Wayback Machine (web.archive.org/save/) でURLを入力して保存 → 生成URLをこのページに追記
- ウェブ魚拓 (megalodon.jp) で保存 → 生成URLをこのページに追記
- ブラウザでPDF印刷 → みんなのタイムスタンプで付与 → PDFをこのページにリンク掲載
- Google ドライブにPDFを年次保存
- ドメイン有効期限の確認 (fujiwara-warning.org・藤原氏.com)

本証明ページ最終更新：2026年2月 / fujiwara-warning.org

[ページトップへ戻る](#)

[次のページへ](#)

[利用規約](#)

本ウェブサイト（<https://fujiwara-fact.org/>、以下「当サイト」）の利用に際しては、以下の利用規約（以下「本規約」）に同意いただく必要があります。

第1条（適用範囲）

本規約は、当サイトの利用に関する一切の関係に適用されます。利用者は当サイトを利用することにより、本規約に同意したものとみなされます。

第2条（著作権および知的財産権）

- 当サイトに掲載されている文章、画像、図表、PDFファイル等のコンテンツ（以下「コンテンツ」）の著作権は、橋本家または正当な権利者に帰属します。
- コンテンツの無断転載、複製、改変、再配布を禁じます。
- 学術研究、教育目的での引用は、著作権法の範囲内で認められますが、出典を明記する必要があります。

第3条（免責事項）

- 当サイトは、掲載情報の正確性、完全性、有用性について、可能な限り正確な情報提供に努めますが、その保証はいたしません。
- 当サイトの利用により生じた損害について、橋本家は一切の責任を負いません。
- 当サイトからリンクされた外部サイトの内容については、橋本家は責任を負いません。

第4条（史料の取扱いと引用）

- 当サイトに掲載された史料、文献、系譜情報は、学術研究および歴史的事実の検証を目的としています。
- 国会図書館、奈良県立図書情報館等の公的機関所蔵資料への言及は、該当機関のデジタルコレクション利用規約に従うものとします。

第5条（禁止事項）

利用者は以下の行為を行ってはなりません：

- 当サイトのコンテンツを商業目的で無断使用すること
- 当サイトの内容を歪曲、改変して引用すること

3. 当サイトの運営を妨害する行為
4. 法令または公序良俗に反する行為
5. 他者の権利を侵害する行為

第6条（リンク）

当サイトへのリンクは原則として自由ですが、以下の場合はリンクを禁止します：

1. 当サイトの内容を誤解させる態様でのリンク
2. フレーム内での表示など、当サイトのコンテンツであることが不明確となるリンク
3. 公序良俗に反するサイトからのリンク

第7条（個人情報の取扱い）

当サイトは、お問い合わせ等で取得した個人情報を、お問い合わせへの対応以外の目的で使用いたしません。

第8条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 当サイトに関する紛争については、橋本家の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（規約の変更）

橋本家は、必要に応じて本規約を変更することができます。変更後の規約は、当サイト上に掲載された時点で効力を生じるものとします。

お問い合わせ先

info@fujiwara-warning.org

橋本家